

## 分担金表 新座市水道事業給水条例第5条関係

令和8年4月から下記表のとおり分担金を改定します。分担金改定に伴い、経過措置期間を設けます。

経過措置期間の詳細については裏面をご覧ください。

### 【現行】

| 水道メーター口径 | 分担金額（税込）                      | 2年以上新座市に居住して、新規にメーターを取得する場合※                    |
|----------|-------------------------------|---|
| 13mm     | 132,000円                      | 88,000円   |
| 20mm     | 231,000円                      | 132,000円  |
| 25mm     | 462,000円                      | ※2年以上前から現在まで新座市に居住していて、過去にメーター権利を取得したことがない方が対象。 |
| 30mm     | 792,000円                      |   |
| 40mm     | 1,606,000円                    |   |
| 50mm     | 3,201,000円                    |   |
| 75mm     | 9,064,000円                    |   |
| 100mm    | 17,820,000円                   |   |
| 150mm以上  | 水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める |   |

### 【改定後】

| 水道メーター口径 | 分担金額（税込）                      | 2年以上新座市に居住して、新規にメーターを取得する場合※                    |
|----------|-------------------------------|---|
| 13mm     | 179,300円                      | 89,650円   |
| 20mm     | 385,000円                      | 192,500円  |
| 25mm     | 811,800円                      | ※2年以上前から現在まで新座市に居住していて、過去にメーター権利を取得したことがない方が対象。 |
| 30mm     | 1,334,300円                    |   |
| 40mm     | 2,434,300円                    |   |
| 50mm     | 4,331,800円                    |   |
| 75mm     | 10,010,000円                   |   |
| 100mm    | 22,275,000円                   |   |
| 150mm以上  | 水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める |   |

## 手数料表

新座市水道事業給水条例第28条関係

| 区分      | 種類  | 単位            | 金額（非課税） |
|---------|-----|---------------|---------|
| 設計審査手数料 | 給水管 | 口径25mmまで      | 1,500円  |
|         |     | 口径30mm～50mmまで | 3,000円  |
|         |     | 口径50mmを超えるもの  | 5,000円  |
| 工事検査手数料 | 新設  | 口径25mmまで      | 2,000円  |
|         |     | 口径30mm～50mmまで | 4,000円  |
|         |     | 口径50mmを超えるもの  | 8,000円  |
|         | 改造  | 口径25mmまで      | 1,000円  |
|         |     | 口径30mm～50mmまで | 1,500円  |
|         |     | 口径50mmを超えるもの  | 2,000円  |

## 特殊集団住宅取扱負担金

新座市水道事業特殊集団住宅取扱いに関する特別措置規定第6条関係

受水槽式給水方法を採用する中高層建築住宅に対する、特殊集団住宅取扱負担金の算出方法は、受水槽の容量に1立方メートルあたり29,000円を乗じた額

※特殊集団住宅取扱負担金には、消費税が加算されます。

※特殊集団住宅取扱負担金も令和8年4月に改定予定です。

新座市インフラ整備部 水道施設課 給水管理係  
TEL 048-477-5798（直通）

## 分担金改定に伴う経過措置

経過措置期間(令和8年4月から9月まで)の適用時期

|     | 3月    | 4月    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月   | 10月  |  |
|-----|-------|-------|----|----|----|----|------|------|--|
| I   | 申込・承認 | →     |    |    |    |    | しゅん工 |      |  |
| II  |       | 申込・承認 | →  |    |    |    |      | しゅん工 |  |
| III | 申込・承認 | →     |    |    |    |    |      | しゅん工 |  |

(参考例)

- I 給水装置工事の申込・承認を令和8年3月中までに行い、令和8年9月30日までにしゅん工したものは、「現行分担金額」が適用されます。
- II 給水装置工事の申込・承認を令和8年4月以降にした場合、「改定後分担金額」が適用されます。
- III 給水装置工事の申込・承認を令和8年3月中まで(既に承認を受けている申込みを含む)に行い、令和8年10月以降にしゅん工した場合、「現行分担金額」と「改定後分担金額」の差額を納付いただきます。

## 分岐戸数

連合管から分岐する戸数の標準は、下表のとおりであるが、連合管の延長や水圧等も考慮し決定すること。

| 連合管口径 | メーター口径 | 分岐戸数  |
|-------|--------|-------|
| 25mm  | 13mm   | 4戸まで  |
| 30mm  |        | 7戸まで  |
| 40mm  |        | 14戸まで |
| 50mm  |        | 25戸まで |

(主にワンルームマンションを想定)

| 連合管口径 | メーター口径 | 分岐戸数  |
|-------|--------|-------|
| 25mm  | 20mm   | 2戸まで  |
| 30mm  |        | 4戸まで  |
| 40mm  |        | 8戸まで  |
| 50mm  |        | 15戸まで |

(主に戸建を想定)

| メーター口径と供給水栓数 |            |
|--------------|------------|
| 口径           | 水栓数(散水栓含む) |
| 13mm         | 1~7個       |
| 20mm         | 8~16個      |

※連合管から分岐する給水管について、改造等によりメーター口径を増径する場合は、当該連合管から分岐する全戸がφ20mmに増径した場合においても支障とならない戸数とする。

(例: φ40mmの連合管から分岐する給水管のメーターをφ13mmからφ20mmへ増径する場合は、分岐している他のメーターがφ13mm)であって分岐戸数は最大8戸までとする。なお、既設の分岐戸数が9戸以上の場合は、増径できない。